

第 1 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年12月5日(金)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市民センター

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 7番 松尾 雅宏

18番 福田 義晴

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第61号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1 件)
議案 第62号	農地法第5条の申請について	(3 件)
議案 第63号	農地法第3条の申請について	(1 4 件)
議案 第64号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 9 件) (公社への売渡 2 件)	
議案 第65号	平成26年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について	(4 4 件)

8. 報告事項

報告 第27号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3 件)
報告 第28号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1 件)
報告 第29号	農地の形質変更届出について	(1 件)
報告 第30号	形質変更工事計画変更届について	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第61号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請4番と議案第62号 農地法第5条の申請51番については同一案件になりますので、議案第61号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてと案第62号 農地法第5条の申請について合わせて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第62号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、事業計画変更承認申請の4番になります。</p> <p>図面は、変更前の案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ～4ページ、平面図が5ページ～6ページ、変更後の案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ～10ページ、平面図が11ページ～12ページになります。</p> <p>農地法第5条申請につきましては、議案が2ページ、51番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては平成24年に5条許可を受け、その後に平成25年に変更申請承認と規模の拡大部分について5条許可をうけられておりましたが、工事の際に地滑りが起こり、計画の変更をすることになったため、農地転用後の事業計画変更承認申請が出ております。</p> <p>区長、生産組合長、農業委員の承諾につきましては、所有者は松浦町</p>

事務局	<p>の方で、申請地も松浦色の強いところで、区長さんも松浦町で管理をしているといわれているところでしたので、申請地の字は大坪町になるのですが、松浦町の方で承諾をいただいております。山口委員さんには事前にご説明をさせていただいております、了承を得ております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、52番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、雨水排水計画、横断図が19ページになります。</p> <p>申請地は脇田町です。</p> <p>譲受人が、病院の駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、53番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は、案内図が 20 ページ、字図が 21 ページ、土地利用計画図が 22 ページ、断面図が 23 ページ～24 ページになります。</p> <p>申請地は松浦町提川地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 61 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件と議案第 62 号 農地法第 5 条、3 件の申請については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請 4 番と農地法第 5 条 51 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
22 番委員	<p>松浦バイパスの入り口、浪瀬峠の松浦よりに行きましたところの左側にあります。ここは、造成して工場が大きくなったことと、地滑りがあったことで、駐車場が不足するというので、田んぼを駐車場にしたいということです。御検討下さい。</p>
議長	<p>農地転用許可後の事業計画変更承認申請 4 番と農地法第 5 条 51 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、続きまして、農地法第 5 条 52 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5 番委員	<p>字図の方が 16 ページになります。脇田の交差点で、大坪バイパスになりますけども、大坪方面に 200m ほど登ったところに病院がありますけれども、その裏手の方に申請地がございます。建設業者の担当</p>

5 番委員	<p>者がみえましたが、夕方でしたので、明日が日曜日という事もあって、明日、現地で落ち合いましょうということで、日曜の朝に見に行ってみいました。字図の黒くなっているところが水路でございまして、幅が約1m弱くらいありますけれども、兩岸が突き立っていて片方は5mくらい高いし、手前は3mくらいあるということで、この水路の上を歩くのが約10cmくらい空いていまして、この埋立される深さが、駐車場のところが、2m50のL判もので造成をされるという事で、歩くことができないという事で、これより10cmから20cm下がってくださいとお願いして、了解をしていただきました。持ち主は山形の方になります。病院の方は手狭になった従業員用の駐車場ということで、こちらの方を買い求めになっております。生産組合長さんならびに区長さんの印がありましたし、隣の住宅がありますけれども、こちらのほうの方も了解されていますので、問題ないということで私の方も捺印をしたところでありました。なにかありましたら、御審議の程宜しくお願ひします。</p>
議長	<p>52番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、農地法第5条53番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10 番委員	<p>村分の寺ですけど、その前に駐車場が少ないので、畑と池を少し埋めて駐車場を作りたいということになっております。ため池は農地法では関係ないということですが、御検討をお願いします。</p>
議長	<p>53番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
20 番委員	<p>ため池の問題ですが、このため池の水は横の市道の下の水田にいかないですか。</p>
10 番委員	<p>関係ないです。地主が魚を飼うために掘って作られています。</p>

20 番委員	池と同じですね。
10 番委員	そうです。
2 番委員	ため池に水は溜まってないんでしょう。
10 番委員	少し溜まっています。
2 番委員	私が見たときはあまりたまってなかったから。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 6 1 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件と議案第 6 2 号 農地法第 5 条の申請 3 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 6 3 号農地法第 3 条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 3 号農地法第 3 条の申請 1 4 件について御説明します。</p> <p>議案は 3 ページから 4 ページになります。</p> <p>6 3 番から 7 6 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>7 4 番以外は全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。7 4 番につきましては、許可後の経営面積が 3 9 1 7. 6 1 m²であり、伊万里市における下限面積であります 5 0 0 0 m²を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、申請地は譲受人の土地と隣接しておりまして譲受人の土地と一体として利用するための申請で、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、形状等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するもの</p>

事務局	<p>である。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。 農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第63号農地法第3条の申請14件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が9名、貸付人が7名で、面積は、田が23,611㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6ページから10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御意見、御質問はございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件については申出のとおり に決定します。</p> <p>続きまして、議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進 事業]の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社 への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案は11ページの7番になります。</p> <p>こちらは5月の農業委員会で、あっせん委員を指名させていただいて 買い手を探していた案件になりますが、今回農業公社へ売渡ことが決 まりましたので内容を載せております。</p> <p>続きまして、議案11ページの8番になります。</p> <p>3月の農業委員会で、あっせんをしていただいた案件になりますが、 買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となってい ます。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の11ページの明細 書に記載しております。</p> <p>公社への売渡については、以上2件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社 への売渡2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>7、8年前と比べるとこの価格がどんどん下がってきていますね。 7、8年前はこんなに安くして売買の形になったらいけないと、農業委</p>

<p>議長</p>	<p>員会で話し合いをしていましたが、区画整理した畑や田んぼがどんどんどんどん下がってきました。</p> <p>特に無いようですので、議案第64号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡2件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第65号「平成26年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第65号になります。</p> <p>議案の12ページ、13ページに掲載させていただいておりますが、今回44筆、44件47,666㎡の分を非農地の判断を致しまして、非農地通知の発出をしたいと思っております。こちらに載せてある案件につきましては、今年9月から11月にかけて、農業委員さん、皆さんと農地パトロールした中で、所有者の方からこちらの方は農地としてできないから、という申し出があった件の現場を農業委員さんに確認をしてもらって、農地として無理だろうとお答えをいただいた案件となっております。こちらの方は農業委員さんの確認を頂いているという事で、非農地通知を発出したいと思っております。以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第65号「平成26年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について」御意見、御質問はありませんか。</p>
<p>7番委員</p>	<p>所有者から連絡があった件ということでしたが、農地パトロールに行った段階で、もっとたくさんあるような状況だと思うのですが。それで、44件の所有者から連絡があったという事ですが、連絡がなければ、そのまま農地扱いにしてしまうのでしょうか。</p>

事務局	<p>今回の分につきましては、申出書の分です。現地を一緒に農地パトロールをして、農地として無理だろうと、その時にご意見を頂いた分は、今後整理しまして、申出でない分につきましては事前通知書を送付したいという事で、農業委員会にかけさせて頂いた後に、所有者に事前通知書を送付いたします。そして、その後に所有者から特に何も問題もないという形で、何も意見がなければ、その後に非農地通知書を発出するという対応をとらせていただいております。今回の分は、申出があったので本人も了承しているということで、先に非農地通知書を発出させていただいたという経緯になっております。</p>
7番委員	<p>折角、農地パトロールをやっているのですから、農地の持ち主の方も以前、生産調整という範囲があったと思うんですけども、著しく農業情勢が変わろうとしている中で、伊万里市に限ることではないと思うんですけども、国にこんなに農地がたくさんあるという現状と、使えない農地との歪みがたくさんあると思うんですよ。ですから、本当に再活用ができる農地と、これは無理だという農地をきちんと今からもすべきじゃないかと思うので、農地パトロールをした結果を、ちゃんと如実に反映をさせてほしいなと思うのですが。</p>
事務局	<p>今年、多く回っていただきまして、その都度、確認させていただきまして、また、別の方法でも農地利用状況について確認させていただいておりますので、そちらにつきましては、事務的にちょっと遅くなっておりますが、とりまとめて、あらためて農業委員会の方にかける形をとらせていただきたいと思いますと思っております。こちらの方も、農地として活用出来ない所は直接の方法で活用できる方法を検討すべきであろうと、ただ、活用できる分は活用していただきたいという事で、整理をしていくのは本来の形だと思っておりますので、こちらの方も頑張っってやっていこうと思っております。ありがとうございます。</p>
7番委員	<p>会長にもお願いしたいのですが、申し上げますように、農地がたくさん</p>

7 番委員	んあると思われていますが、使えない土地がたくさんあると思うんですよね。これは、伊万里市だけではなくて、佐賀県下、ひいては日本全国に飛び火するように実態をどこかでご意見等を上げられましたら申し上げていただきたいと思います。
議長	はい。
事務局	<p>すいません。補足をよろしいでしょうか。非農地通知書を発出しますという事でおっしゃりますが、非農地通知書を発出するという事は、農業委員会において、農地法の枠をかけない、という形になりまして。農地法の手続きを受けられない、また、補助金等を今後受けるにあたっては、受けられなくなるということがひとつあります。あと、地目に関しましては、こちらとしては、地目の変更をお願いするところではあります。所有者の経済状況等いろいろありますが、これは、自然に地目に変更されるものではなくて、農業者の方から法務局に行って地目変更をかける必要は生じます。未相続地等につきましては、相続登記後となりますが、本人が所有者であれば法務局に行かれて地目変更登記自体は無償でできます。添付書類にお金はかかりますが、地目変更はお金がかからないので費用的にはそれほどかかるものではないと思っております。送付する文書につきましては、必ず、課税に関しましては勝手に変わるものではない、ということをつけております。地目も自動的に変わるものではないと。ただ、課税については税務課の方に非農地通知書の決定を受けたその旨を通知しますので、税務課においては、現地を見られます。現地を見て、農地でなければ、雑種地と。今、40ha 程、非農地通知書をだしておりますが、それにつきましては、そのほとんどのところが雑種地という扱いになっております。ただ、金額的には10分の1程度、固定資産税の評価額が下がっているということになっておりました。非農地通知が届いた方には自動的に地目は変わりません。法務局で手続きが必要になりますと。課税につ</p>

事務局	<p>きましては税務課に連絡をしていますので、本年度あるいは翌年度に、12月が限度でやりますけど、反映されています。もし、質問等があった時には、お答えいただければと思います。今、言われたように、伊万里市も農地面積がかなり広く、荒れているところもたくさんございますので、今後とも整理しながら、地図に落としながらという形を、きちんと整理していきたいと思っております。以上となります。</p>
議長	<p>伊万里だけではなくて、佐賀県の中でも、太良とか多久とか中山間地なんかを多く持っているところは、確かに、農地の現況が、全然農地じゃないところが、あることはあるようですね。日本全国で、滋賀県くらいの面積が耕作放棄地と新聞に載っていたりしますけれども。実際は、それ以上ですよ。</p>
19番委員	<p>質問いいでしょうか。</p>
議長	<p>どうぞ</p>
19番委員	<p>今の件ですけれども、うちの地域は生産組合で賦課金を頂いております。こうなった場合、賦課金が取れない状態になるのではないかと。そうなれば、生産組合自体も収入がなくなりますので、ちょっと、考えなければいけないということになります。他の地域としてはどのような対策をとっていただいているのでしょうか。</p>
議長	<p>自分達の黒川東部は、黒川東部生産組合があって、育苗センターも持っているし、共乾もあるわけですが、これを黒川東部生産長、4人の区長兼生産組合長がその黒川東部生産組合の運営委員長、育苗運営委員長、共乾の運営委員長などのトップの名前になるようになっているのですが、その組織の中で育苗の賦課金、共乾の賦課金など自分達もそういうふうに納めています。その他に農協の賦課金もありますよね。それと、集落別に集落での冬割の計算でまた取立てしていたりですね。自分たちの集落は地籍調査が何年前かに終わって、やっと法務局を通して確認が終わって、今までの冬割の田んぼ、畑、山林や原野</p>

議長	<p>など3400筆全部見直して、区長とか役員が冬割の計算をし直すので時間のかかる作業になります。こういう関係が出てきますよね。地籍が終わっているところで、農地になっているけど荒れ放題になっているとかですね。松浦、大川、南波多、黒川で、今、波多津の方に地籍が入っていますけれども、松浦あたりは、何年か前に済んでいるので、一応、農地か農地じゃないかの判断がくだった状態になっていますが。早く終わったところは、確かに、そういった場所は、あることはありますね。</p>
19番委員	<p>あと1ついいですか。</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
19番委員	<p>減反のカウントには荒れていても、田で残っている以上は、あげていただいています。もし雑種地になった場合、カウントから外されるんですかね。減反のカウントからも。</p>
議長	<p>外さないといけないでしょうね。</p>
事務局	<p>生産組合長とか、農協の賦課金でもそうですけど。こういうのが払えないからという事での御相談が一番多いのですが。その中で、農地として使ってもいないし、耕作のしていないということでご相談があったが、今回の分はその案件になるのですが。その中で、農業委員会の方では、まず事前に生産組合長さんとお話をしてくださいという話はしています。生産組合長からも申し出のある人は、いい、と言われることもあります。今おっしゃった、水田の経営所得関係などの話は、農業振興課の立場としましては、地目変更がされない限り、あくまでそこに留め置くという言い方をされております。地目変更をしない限りはそのままやりますよ、という立場でお話を受けているという状況になっています。農地が荒れているといわれると、農業委員会としては、荒らしてはいけないので作りなさいというのが本来の立場ではあるのですが。実際現状として、高齢化されている、後継者もないなど、そういう方の御相談があれば、こちらとしても、当然現地</p>

事務局	<p>を見に行かせていただき、非農地通知を出すので、地目の変更をかけて、その後に関しては手続きをふまれたら、という形でしか御説明ができてない状況であります。生産組合長さんが、いやいやそれはダメだから誰か作る人いたら代わりに作るという話であればですね、そういう話でいいと思うのですが、何も作らない、誰も作らない、本人も作れないというのであれば、現状そういう形でしかできないことで。今までしてきた中では生産組合長さんからの承諾を受けられている方がいらっしやったり、もともと水田の方から外したとか、そういう形でやられているところがあります。ですから、うちとしては、まず事前に生産組合長さんに相談をしておいてくださいということですね。今回の件は大丈夫という事で、通知をお出しするという形をとっております。今後、先ほど言われたように、農業委員会が現地確認をした時に農地としてなっていないよというところは、事前通知書ですね、これを農地か農地でないかの判断をしたいと、その前に、当然、補助金であったり、生産組合長さんとの関係とかありますけど、そういうところを必ず確認をしてくださいます、という文書を一緒に送っております。そうすると、処理がちょっと遅くなってしまうのですが、そういう形でやっている状況で、農業委員会としては、一つ一つ手順を踏んでいきたいと思っております。</p>
7 番委員	<p>今の19番委員さんのお話も、当然その生産組合人数も少なくなって、運営に事欠くという話はもうあるんですよ。私も長い間見てきて、今、伊万里市の水田面積が約2400haくらいあると思うんですけど、その中に保全管理というものが900町くらいあるんですよ。転作面積が1200haくらいなんですね。ですから、300町くらい転作をすればいいんですけども、そこには園芸があったり、飼料があったりいろいろしていると思うんですけど。生産組合としても転作面積、いわゆる改廃面積に賦課金は基本的にはかけてないと思うんですよ。だから、私が言いたかったのは、日本全国に400万haくらい農地面積、水田面積が半分くらいあると思うんですけど、こういう風な農地がたくさん存在しているのが、分母になっているものですから、国は食料がいつでもあると思っているんじゃないかと、このあたりをいつも危惧するん</p>

7番委員	<p>ですよね。ホントの再生する能力をもつ水田はもっと少ないんだぞという実態を我々農業委員会がすべきものじゃないかなと、もちろん、伊万里だけじゃないと思うんですけどね。そういう思いがあったのです。ただ、足元に横たわる生産組合も実際そうだと思います。けれども、やっぱり農地パトロールにまわってみたら、ホントにひどいと思う地区があるものですから、そういうものなりとも、やっぱり除外をすべきじゃないかなと思ったものですから話をしました。</p>
2番委員	<p>ちょっと、いいですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
2番委員	<p>私も半年ぐらい前だったですかね、うちの集落は75件あるので、1件1件まわってどうしますかという質問して、52件くらいだしました。その時の話では、生産組合としては、カウントは減らしてくれるな、という話でした。それでも、みんな集まったところでは、もう、元の姿に戻そうという事ですね。もう、本来の姿に戻しなさいという声が多かったわけですよ。地籍をしてから20年も経って、木もこんなに大きいのが生えているのに、そこを考えたって認めるわけにはいかないでだろうという話です。去年は私の集落はしましたが、来年は金武をやろうかなと思ったわけです。で、金武が少し待って下さいと、セラミックロードの絡みがあるものですから農地で売却する場合と金額も違うので、ちょっと待って下さいと今ストップのかかっているところです。そういう風なところのない限り、やっぱり、農業委員がこういうところはもう農地から外した方がいいんじゃないですかと本人と話しをして、そういう風に持っていったらいいと思います。みんな納得して、うちの場合はしてもらったですね。そのかわり、生産組合はやっぱりいい気持ちはされなかったと思う、最初はですね。それでも、生産者の方はしてくださいということだったからですね。</p>

議長	<p>ちょっと話は変わりますが、12月4日の会長の代表大会の時に、国方が農業委員の数を減らして、認定農業者だとか女性の登用とかいろいろあって、農源を半数くらいに減らして、行政庁が任命するような形で、国が進みつつありますよね。これに対して、質疑応答が続いて、1000人ばかりいる会場で喧嘩のようになったんですよね。特に、質問をどんだんだんだん言われたのが、北海道の会長さん達ですね。やっぱり面積が広いじゃないですか。一人が辞めたら、15町、20町、いっぺんに増加するんですね。一種の耕作放棄地みたいな感じで、畑が広いためにですね。それと、長崎県も島が多いじゃないですか。中山間地以上に厳しいところあるものですからね。いろんな意見が出てですね。全国農業会議所の上の方に座っている方々は四苦八苦の回答といますか、貴方達は国の方とある程度話は終わっているとじゃなかなどですね。ごちゃごちゃとなりました。これが、今の実態かもしれないですね。</p>
20番委員	<p>今度の衆議院選挙で農業のことをわかっている人に投票しないとイケないですね。政府の人間が一番いいところの水田しか見てないですからね。我々のような小さな田んぼで、水も来ないようなところを作っている人のことを考えていない。もっと衆議院に現役の百姓を出さないといけないですね。</p>
議長	<p>この件についてはこれからも問題になるような案件ですけれども、今回については、議案第64号「平成26年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について」は議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第27号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第27号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明します。</p> <p>議案は14ページを御覧ください。</p> <p>45番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>46番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は所有権移転をされる予定で3条申請を上程しております。</p> <p>47番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は所有権移転をされる予定で3条申請を上程しております。</p> <p>報告第27号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第27号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>
議長	<p>無いようですので、続きまして報告第28号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第28号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の15ページの7番になります。図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、平面図が28ページになります。</p> <p>申請地は東山代町滝川内地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第28号については以上1件です。</p>

議長	それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。
18番委員	当地は、申請者の宅地と同じ高さのところ畑のようにしてあったわけですが、今までは、苗を広げるところとか、そういった畑であります。その中に小さな農業用の倉庫を作って、あとは、苗木を置くためのコンクリの舗装でもして利用したいというふうなことであります。水路関係につきましては、当然畑でございまして影響はないと思います。審議の方、宜しくをお願いします。
議長	7番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして報告第29号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第29号農地の形質変更届について御説明します。 議案の16ページの8番になります。 図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、平面図が31ページ、横断図が32ページになります。 申請地は大川町東田代地区です。 荒廃地のため嵩上げをして畑として耕作するための届出です。 報告第29号については以上1件です。
議長	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
9番委員	この地区が東田代でありまして、中山間地にもなります。図面を見てのとおりですが、県道より下の方にあつて、下の方は川が流れておつて、川の向こうが山林ということで、この場所に対して嵩上げをしてもですね、御迷惑をかけないという事で現地を見てまいりました。区長さん、並びに生産組合長さんから印鑑を貰っておられましたので、私の方も現地を検分いたしまして、印鑑を打った次第でございます。ここには、幸いにして、近くで工事するから残土があるということで、段々畑を3mちょっとですね、盛土をしてから、自分はもう水田を作

9 番委員	れないという事で、牛を飼っておられますので、畑地化してから牧草をするということでございます。審議の方宜しくお願い致します。
議長	<p>8 番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第 30 号形質変更工事計画変更届 1 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 30 号農地の形質変更工事計画変更届出 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 17 ページ、6 番になります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>土不足により盛土の搬入が遅れており、工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第 30 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 30 号農地の形質変更工事計画変更届出 1 件について御質問はございませんか。</p> <p>面積から計算して残土量が約 1000 立米くらい入らないと、盛土の形にならないからですね、なかなか良い残土がないと、まだ少し遅れそうな気がします。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第 12 回の農業委員会を閉会します。</p>

